

国際日本文化研究センター衛生委員会規則

平成16（2004）年9月1日 制 定
令和 8（2026）年8月6日 最終改正

（設置）

第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に所属する職員（以下「職員」という。）の健康障害の防止及び健康の保持増進を図るための基本となるべき対策並びに労働災害の原因及び再発防止対策等の事項を調査審議するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第18条の規定に基づき、国際日本文化研究センター衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）職員の衛生に関する基本的な事項の企画、調査及び実施に関すること。
- （2）災害、傷害、疾病等の防止対策に関すること。
- （3）衛生思想の普及及び教育に関すること。
- （4）その他衛生に関する必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- （1）副所長のうちから所長が指名する者 1名
- （2）産業医 1名
- （3）安衛法第12条第1項で規定される衛生管理者のうちから所長が指名する者 1名
- （4）職員のうち衛生に関し経験を有する者のうちから所長が指名する者 3名

（委員長等）

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもってあてる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

（委員会の招集等）

第5条 委員長は委員会を随時招集するものとする。

2 委員会は、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

3 委員会は、審議の結果をセンター会議に報告しなければならない。

4 委員会は、重要な議事に関する事項については、記録を作成して3年間保存しなければならない。

（庶務等）

第6条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会において定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2（2020）年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8（2026）年8月6日から施行する。